

(基準日以降に申請する場合の様式は、お住まいの町村役場から取り寄せてください。沖縄県のホームページからも入手できます。)

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

令和元年11月分の児童扶養手当支給等(見込み) 都道府県	
沖 縄	県知事殿
申請経由町村	
町村長殿	



1. 申請・請求者

記入日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現住所
Ⓜ	男・女	昭和・平成 年 月 日	電話 ()

* 記名押印に代えて署名することができます。

証書番号
沖児扶 その他() 第 号

※下記の事項(1)~(8)に誓約・同意の上、申請します。

【誓約・同意事項】

誓約・同意する場合はチェック欄(□)に『✓』を入れてください。全ての事項にチェックがない場合は、申請を受け付けることはできません。

- (1) 申請日において、これまでに日本国内及び国外で、婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことはありません。
- (2) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当する見込みです。なお、申請の後、基準日まで、給付金の支給要件に該当しなくなった場合、又は転出等により給付金を申請する自治体に変更があった場合には、この申請を取り下げます。
(支給要件)
① 令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
② 基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことがない者
③ 基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者
- (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、沖縄県・申請経由町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、沖縄県において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6) 沖縄県が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和2年2月17日までに、沖縄県及び申請経由町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、沖縄県は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた場合等、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- (8) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受ける権利を、譲り渡すこと、担保に供することはしません。

2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

※原則として、給付金の受取口座は、児童扶養手当の受取口座と同一とします。

特別の事情がある場合は、児童扶養手当の受取口座と別の口座を希望することもできますが、その際は、書類の追加提出が必要となります。

A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

B 指定の金融機関口座への振込みを希望

※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください)。

【受取口座記入欄】受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入してください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

(裏面も必ず確認してください。)

添付書類①（申請者全員が提出するもの）

※提出した書類のチェック欄（□）に『✓』を入れてください。

支給要件確認書類

- 戸籍
 その他必要な書類（ ）

添付書類②（受取方法Bを選択した申請者が提出するもの）

※提出した書類のチェック欄（□）に『✓』を入れてください。

本人確認書類

- マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

申請取下げ書

記入日 令和 年 月 日

町村
受付印

申請者

(フリガナ)
氏 名
印

*記名押印に代えて署名することができます。

基準日(令和元年10月31日)までの間に、以下の事項に該当することとなったため、申請を取り下げます。

- (1) 給付金の支給要件に該当しなくなった。
 (2) 転出等により給付金を申請する自治体に変更があった。

※申請時に提出した戸籍の返却について

- (1) 戸籍の返却を求め、戸籍の返却を受けました。
 (2) 戸籍の返却は不要です。

※町村担当者確認事項

- ① 基準日(令和元10月31日)時点における、申請者の税法上の寡婦(夫)控除の適用について
(適用有 ・ 適用無)
- ② 申請者の基準日(令和元年10月31日)時点の状況について(支給要件の確認)
 - 1 基準日以前の婚姻等により児童扶養手当の資格を喪失した(令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受けない)
 - 2 基準日以前に他自治体へ転出した(令和元年11月分の児童扶養手当は沖縄県から支給しない)
 - 3 本人及び扶養義務者の前年所得等により、令和元年11月分の児童扶養手当が支給停止となる
 - 4 上記1から3のいずれにもあてはまらない